

(確認事項)

1. 高齢者農園の目的

この事業は、高齢者に農作業を通じた生きがいづくりの場や外出機会を提供することで、高齢者福祉の増進に資することを目的としております。

2. 利用者の範囲

富山市に住所を有し、自ら作業ができる60歳以上の方で、かつ、農作業を行う土地を所有していない世帯の方とします。

3. 利用の制限

(1) 利用できる区画は、1人につき1区画(3坪程度・約10㎡)とし、多くの方に利用していただくため、他の高齢者農園と同時に利用することはできません。

(2) 利用期間は2年間です。(令和7年4月～令和9年3月)

※ただし、天候や土地の賃貸借などの関係上、期間に変更が生じることがあります。

4. 利用者の負担

(1) 農園の利用者負担金は、3,000円[2年間分]です。

(2) 農園の作業及び栽培に必要な農機具、種苗、肥料、水その他の資材は利用される方の負担となります。

(3) 利用区画周辺の通路の整備は利用者の責任で行ってください。

5. 抽選について

抽選は、長寿福祉課にて厳正に行い、3月下旬に当落のご案内を送付します。

当選された方は、4月にご案内します納入通知書にて、利用者負担金3,000円(2年間分)を納めていただきます。

6. 利用上の順守事項

(1) 利用の際は、「富山市高齢者農園特定農地貸付規程」に従ってください。

(2) 農園は、適切な管理(区画内の除草等)のもとに、有効に利用してください。

(3) 多年生の樹木や草花(数珠玉等)を栽培しないでください。

(4) 農園内で構築物を設置しないでください。

(5) 使用後の肥料の袋、抜いた草などは農園内に残さず、すべて持ち帰ってください。

(6) 農園の土を外に持ち出さないでください。

(7) 農園周囲の家に、迷惑をかけるような事をしないでください。

(8) 無断で他人の利用する区画内に入らないでください。

(9) 第三者に貸与しないでください。

(10) 住所等が変更になった場合や農園を使用できなくなった場合は、必ず長寿福祉課に連絡してください。なお、一定期間、利用がない場合は、ご利用を中止していただきます。

(11) 農園には専用駐車場はありません。(周辺道路は駐車禁止)

(12) その他設置者の指示する事項に従ってください。

7. 利用承認の取り消し

(1) 利用する方が、資格要件に該当しなくなったとき。

(2) 利用上の順守事項を守らないとき。

【担当：お問合せ先】富山市長寿福祉課介護予防推進係

TEL443-2061